



全社協・地域福祉部 News File No.29

令和2年6月8日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- マスクポストを活用して、市内の医療・福祉を支える（岐阜県・多治見市社協）

全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会第2回正副委員長会議（令和2年6月1日）の開催
- 全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」の公表
- 農林水産省による政府備蓄米の無償交付事業について

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その3）」（令和2年6月5日）
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日）

制度・施策等の動向

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立
- 厚生労働省「第177回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年6月1日）
- 厚生労働省「地域支援事業実施要綱の改正」（令和2年5月29日）

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の募集開始（締切：6月30日）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

未来の豊かな“つながり”アクション

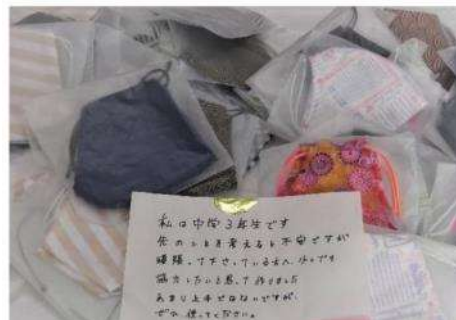
◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。

マスクポストを活用して、市内の医療・福祉を支える（岐阜県・多治見市社協）

多治見市社会福祉協議会では、2020年5月1日よりマスクポストを設置しています。新型コロナウイルスの影響により、マスク不足が起きており、マスクポストにより家庭や企業で余裕のあるマスクを集め、医療機関や福祉施設、保育施設等に配布し、市内の医療・福祉を支えていく取り組みです。

マスクポストはパンダをモチーフにした自作のもので、多治見市総合福祉センター1階に設置し、平日、土日祝日を問わず、午前8時30分～午後9時に受付けています。マスクは不織布・サージカル・布・ウレタンが素材となっている、未開封・新品のもの（手作りマスクも包装されていれば受付可）を集めています。県外の方や歯科からの寄付、市内の中学生による手作りマスクもあり、マスクポスト設置から20日間で既製品や手作りの「善意のマスク」約6,000枚が集まりました。メッセージを添えて福祉施設や保育施設に届けると、「大変ありがたいです。マスクが市場に出てきても施設内では不足しています。皆さんに寄付していただいた貴重なマスクを大事に使わせていただきます」との声が寄せられました。

マスクを通じて人と人とのつながりを改めて認識することができました。この活動は、感染拡大が終息するまで続ける予定です。



<https://tunagari-action.jp/>

全社協からのお知らせ

地域福祉推進委員会第2回正副委員長会議（令和2年6月1日）の開催

令和2年6月1日、全社協・地域福祉推進委員会「第2回正副委員長会議」をWEB会議（※）にて開催し、令和2年度事業計画・予算（案）及び今後のスケジュール、新型コロナウイルス感染症の状況下における社協活動の展開等について協議を行いました。

令和2年度事業計画・予算（案）については、前回検討した新型コロナウイルス感染症の状況下における事業の進め方の基本的な考え方を踏まえ、以下の点を追加することとしました。

- ① 「市区町村社協経営指針」の改定やガバナンスの強化を強調し、WEBセミナーによる周知方法を追加。
- ② 介護サービス事業について、新型コロナウイルス感染症の状況下における実態把握を追加。
- ③ 権利擁護支援体制について、社協の重層的な取組内容を追加。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の状況下における各社協での取組や事業展開の事例の情報共有を図り、関連通知等の情報提供を追加。

今回協議した令和2年度事業計画・予算（案）は、今後、「第1回常任委員会」（文書審議）にて協議を行うこととしています。

<地域福祉推進委員会の当面のスケジュール>

| | |
|---------|-------------------|
| 6月中旬 | 第1回常任委員会（文書審議） |
| 6月22日以降 | 事業・会計監査（文書審議） |
| 7月7日 | 第3回正副委員長会議（WEB会議） |
| 7月中旬 | 第2回常任委員会（文書審議） |
| 7月下旬 | 総会（文書審議） |

また、新型コロナウイルス感染症の状況下における各社協の対応状況等を踏まえ、今後の社協活動の展開について検討を行いました。

当面は、全国各地で実践されている住民同士の“つながり”を維持するための活動方法や工夫等をWEBサイトを通じて紹介し、活動の後押しする「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」を積極的に活用し、各社協で実践を横展開していくこととしました。



あわせて、新型コロナウイルス感染症の状況下における地域福祉活動の意義や役割、社協事業・活動の展開方策について、「企画小委員会」にてとりまとめを行うことを確認しました。

次回の正副委員長会議は、7月7日にWEB会議システムを活用して開催する予定です。

（※）全社協地域福祉部では、Google MeetのWEB会議システムを利用してWEB会議を実施しています。会議の主催者（全社協地域福祉部）から受け取ったURLにアクセスすることで、参加者（委員）はGoogleアカウントなしでもWEB会議に参加することができます。

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」の公表

令和2年6月1日、全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターは、「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」を公表しました。

これは、全国で新型コロナウイルス感染拡大防止が課題となっている現状で一定規模の災害が発生し、被災した人々への支援が必要な状況が生じた際の災害ボランティアセンター設置・運営等の考え方について整理したものです。

「新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」のポイント

【災害ボランティアセンターの設置・運営】

- 現在の状況下で一定規模の災害が発生し、被災者への支援が必要な状況となった場合は、感染症拡大を理由に災害ボランティアセンターを設置しないという判断はしない。
- 被災者の支援ニーズの受付、行政や事業者等への支援ニーズの仲介、復旧状況の周知などボランティアの活動による支援以外の支援機能を活かして災害ボランティアセンターの活動を展開することが必要。
- 感染拡大防止には十分注意する。

【ボランティアの募集】

- 感染拡大の懸念がある期間は、広域に幅広くボランティアの参加を呼びかけることは行わない。
- 感染拡大の懸念がある中で、社協の災害ボランティアセンターでボランティアによる支援活動を行わざるを得ない場合は、募集範囲を顔の見える範囲（近隣住民）から当該市区町村域程度までに制限することが適当。
- 被災市区町村での対応が困難で、近隣市区町村域や県域にボランティア募集を拡大する場合は、被災地域の住民の意見をふまえるとともに、行政、医師や保健所など専門家の意見をふまえて判断する。

※ なお、ボランティア活動は市民の自主的、自発的な活動である。このことは、感染拡大が懸念される状況下においても十分に尊重しなければならない。

また、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）のホームページでは、JVOAD の呼びかけにより参集した、新型コロナウイルス影響下における災害対応検討会議（全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターも参画）がとりまとめた「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」を公表しています。

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報 <https://www.saigaivc.com/> 新型コロナウイルス感染拡大下における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～
 JVOAD 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO 等の災害対応ガイドライン【20200601Ver】」のご案内 <http://jvoad.jp/news/korona-guide20200601/>

農林水産省による政府備蓄米の無償交付事業について

令和2年5月26日、農林水産省は新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、子ども食堂等における児童等への食事提供の役割が再認識されたとして、食育の一貫との位置づけで、子ども食堂等に対して政府備蓄米を無償交付することを発表しました。

この無償交付の仕組みについて、農林水産省では、子ども食堂等、備蓄米交付を希望する団体は市区町村の社会福祉協議会に申請を行い、それを受けた市区町村社会福祉協議会が交付申請団体となることとしています。

しかし、この点について、これまで農林水産省から全社協に対して事前の相談・説明はありませんでした。

さらに、本交付事業の要件として、以下のようなことが定められています。

- ① 備蓄米の交付は玄米によるもので、申請者自身が精米する必要があること
- ② 玄米は交付申請者自身が備蓄倉庫に出向き、受領する必要があること
- ③ フードバンクを通じて米を配布することは不可とされていること
- ④ 子ども食堂において、子どもたちが集まり食事をする必要で、テイクアウト方式による弁当配布は認められないこと

これらを踏まえると、全社協においては、現在の事業の仕組みにおいて社会福祉協議会の協力は困難と判断せざるを得ず、その点をすでに農林水産省に伝えるとともに、事業のあり方についての見直しを提案しています。

なお、子ども食堂等から問い合わせがあった際には、農林水産省の下記連絡先をご案内ください。

(政府備蓄米の交付申請に係る連絡先)

農林水産省政策統括官付穀物課消費流通第1班(担当:中村、高嶋、落合、門)

Tel:03-3502-8111 対応時間:平日9:30~18:15

全社協 農林水産省による政府備蓄米の無償交付事業について

https://www.shakyo.or.jp/info_bichikumai.pdf

農林水産省 子ども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付について

https://www.maff.go.jp/j/press/seisaku_tokatu/b_taisaku/200526.html

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その3)」(令和2年6月5日)

令和2年6月5日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その3)」を発出しました。

今回の事務連絡では、緊急事態宣言解除後における社会福祉法人の運営に関する取扱いについて、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」(令和2年4月14日)に基づき、引き続き適切に対応することとされました。

具体的には、社会福祉法人が作成しなければならない書類の取扱いについては、職員の出勤抑制等により、現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとされています。この場合、所轄庁への事前協議等の手続きは必須とされていません。

理事会、評議員会の開催、事業計画書及び収支予算書、所轄庁による指導監査に関する取扱いについても、可能になり次第、速やかに手続を行うこととされています。

また、毎年6月末までに行うこととされている「資産の総額の変更の登記」についても、期限が過ぎて登記申請がされた場合であっても、各法務局・地方法務局において、上記の取り扱いを踏まえた対応がなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その3)(令和2年6月5日)

1 緊急事態宣言解除後における社会福祉法人の運営に関する取扱いについて

決算関係書類の作成や届出、理事会・評議員会の開催等法人の運営に関する取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)も踏まえ、本年4月14日付け事務連絡に基づき、引き続き適切に対応すること。

この際、所轄庁においては、個々の法人の作業の進捗状況を把握しつつ、必要な助言を行うとともに、指導監査や、届出等の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

2 資産の総額の変更の登記について

組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第3項に規定する資産の総額の変更の登記については、その期限を過ぎて登記申請がされた場合であっても、各法務局・地方法務局において、1に規定する取扱いを踏まえた対応がされることを確認したので、この点、管内法人に周知を図られたいこと。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その3)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637355.pdf>

厚生労働省 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」に関するQ&Aの送付について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625600.pdf>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日)

令和2年6月1日、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」を発出しました。

今回の事務連絡では、通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)、短期入所系サービス事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)について、介護支援専門員と連携の上、利用者から事前に同意が得られた場合には、毎月一定の回数に限って2区分上位の報酬区分で算定することや緊急短期入所受入加算を算定することが可能となる臨時的な取り扱いが示されました。

通所介護の場合、報酬区分を、①A群:「2時間以上3時間未満」～「4時間以上～5時間未満」、②B群:「5時間以上～6時間未満」～「延長時(13時間以上14時間未満)」の2つに分け、A群は月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能とし、B群は1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能とされています。

| A群 | 居宅サービス計画上の報酬区分 | 単位数 | サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。 |
|----|----------------|-------|-----------------------------------|
| | 2時間以上3時間未満 | 347単位 | |
| | 3時間以上4時間未満 | 472単位 | |
| | 4時間以上5時間未満 | 495単位 | |

| B群 | 居宅サービス計画上の報酬区分 | 単位数 | 1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。 |
|--------------------|--------------------|---------|---|
| | 5時間以上6時間未満 | 765単位 | |
| | 6時間以上7時間未満 | 784単位 | |
| | 7時間以上8時間未満 | 887単位 | |
| | 8時間以上9時間未満 | 902単位 | |
| | 延長加算(9時間以上10時間未満) | 952単位 | |
| | 延長加算(10時間以上11時間未満) | 1,002単位 | |
| | 延長加算(11時間以上12時間未満) | 1,052単位 | |
| | 延長加算(12時間以上13時間未満) | 1,102単位 | |
| 延長加算(13時間以上14時間未満) | 1,152単位 | | |

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。
 ※ 訪問によるサービス提供(居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合)、電話による安否確認(利用者の意向等を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合)は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まない。

なお、今回の臨時的な取り扱いにあたっては、必ず介護支援専門員と連携し、以下の点に留意することとされています。

- 利用者から事前の同意を得ること。
- 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること。
- 今回の取り扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと。
- 今回の取り扱いにおける請求にあたっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があること。

厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて\(第12報\)](https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635979.pdf>

制度・施策等の動向

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立

令和2年6月5日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決、成立しました。

社会福祉法の改正では、厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめで提案された、「①断らない相談支援」、「②参加支援」、「③地域づくりに向けた支援」の3つの支援を市町村が一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の創設が盛り込まれています（施行日：令和3年4月1日）。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）要旨

本法律案は、地域共生社会の実現を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業を行うことができる。国及び都道府県は、市町村に対し、当該事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付する。
- 二、国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること等の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。
- 三、市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、介護給付等に要する費用の額に関する地域別の状況等の事項等に関する介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 四、市町村介護保険事業計画においては、介護従事者の確保等及び業務の効率化等に資する都道府県と連携した取組に関する事項、有料老人ホーム等の入居定員総数等について定めるよう努めるものとする。当該計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し等を勘案して作成されなければならない。
- 五、医療保険等関連情報収集者等は、社会保険診療報酬支払基金等に対し、保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を求めることができる。
- 六、社会保険診療報酬支払基金は、当分の間、医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務等を行う。
- 七、平成29年度から令和8年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。
- 八、地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援等の業務を行おうとする一般社団法人は、所轄庁による社会福祉連携推進認定を受けることができる。
- 九、この法律は、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。

全社協・地域福祉推進委員会では、「市区町村社協経営指針」の改定の内容とともに、今回の社会福祉法の改正の内容の周知を図るために、WEB上で解説動画の配信を予定しています。

また、「ノーマ社協情報」では、これまで地域共生社会の実現に向けた社協の取り組み等の事例を紹介しており、本年度も各地の実践事例の収集、情報発信を進めていきます。

（参考）ノーマ社協情報 No.329（2019年8月号）

地域共生社会の実現に向けた地域づくりのための活動基盤整備～身近な圏域における住民と協働した地域づくり～

- 「気になる」から始まる支え合い～CSWがつなぐ地域住民と専門職の協働実践～（奈良県・香芝市社協）
- 見守りで紡ぐ地域の安心「地域見守りネットワーク事業」（茨城県・つくば市社協）
- 地域の担い手づくりをめざした地域づくり（長野県・生坂村社協）

参議院 参議院の動き 社会福祉法改正案を議決（令和2年6月5日）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/r2/200605-2.html>

参議院 議案情報 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/201/meisai/m201080201043.htm>

衆議院 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou92F4AD19ABE878CD492585700023A033.htm

厚生労働省「第177回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年6月1日）

令和2年6月1日、「第177回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けた検討が行われるとともに、介護保険における新型コロナウイルス感染症に関する対応について報告がなされました。

令和3年度介護報酬改定に向けて、分野横断的なテーマとして、①地域包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止の推進、③介護人材の確保・介護現場の革新、④制度の安定性・持続可能性の確保の4点が挙げられています。今回の分科会では、地域包括ケアシステムの推進に関して、①在宅限界を高めるための在宅サービスの在り方、②高齢者向け住まいにおける更なる対応の在り方、③本人の意思に沿ったケア、④認知症への対応力を向上するための取組の論点が表示されました。

令和3年度介護報酬改定に向けた「地域包括ケアシステムの推進」の論点

- 今後、生産年齢人口が減少する中であっても、中重度の高齢者や医療・介護双方のニーズがある高齢者に対し、尊厳の保持や自立支援等の介護保険制度の趣旨も踏まえ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の医療・介護関係者が連携を進め、取組を進めていくことが求められるが、
 - ・ 在宅で生活する者の在宅限界を高めるための在宅サービス等の在り方
 - ・ これまでも取組を進めてきた介護保険施設での対応の在り方に加え、高齢者向け住まいにおける更なる対応の在り方
 - ・ 人生の最終段階においても本人の意思に沿ったケアが行われること等の観点も踏まえ、どのような方策が考えられるか。
- また、昨年6月に、共生と予防を車の両輪として施策を推進する「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、その柱として「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が盛り込まれていることを踏まえ、在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組等について、どのような方策が考えられるか。

介護保険における新型コロナウイルス感染症に関する対応に関しては、『News File No.28』（令和2年6月1日）にてお伝えしたとおり、全社協・地域福祉推進委員会が構成団体の1つである民間介護事業推進委員が、①介護従事者・利用者へのPCR検査の早期実施、②介護事業所への緊急助成、③感染防止を進めるためのガイドライン作成、④感染防止対策の指導のあり方、⑤介護従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別への対応等を求める要望書を分科会に提出しています。

令和3年度介護報酬改定に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、新型コロナウイルス感染症の状況下における介護サービス事業の経営状況を把握し、「居宅介護支援」（社協実施率：64.7%）、「訪問介護」（社協実施率：63.7%）、「通所介護」（社協実施率：38.0%）のサービスを中心に「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」にて検討を進める予定です。

※ 社協実施率は「平成30年度市区町村社会福祉協議会活動実態調査」結果より。

厚生労働省 第177回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11600.html

厚生労働省「地域支援事業実施要綱の改正」(令和2年5月29日)

令和2年5月29日、厚生労働省は、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組や生活支援体制の整備に向けた仕組みづくり等を一体的に推進しつつ、就労的活動の普及や認知症施策の充実を図るため、「地域支援事業実施要綱」を改正しました。

今回の改正では、「生活支援体制整備事業」について、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置(就労的活動支援員)が可能となりました。

就労的活動支援コーディネーターの配置先や市町村ごとの配置人数等は限定されず、地域の実情に応じた多様な配置が可能とされています。

また、資格要件は、「地域の産業に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者」とされ、生涯現役社会の実現や市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体や民間企業と連絡調整できる立場の者が望ましいとされています。

なお、就労的活動の普及に向けては、**秋田県・藤里町社協**が「生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート」に取り組んでいます。

(参考) 就労的活動の普及に向けた社協の取組内容

「生涯現役を目指す就労的活動のコーディネート」(秋田県・藤里町社協)

- 年代を問わず、地域活動等に意欲がある人が「働き方登録票」を事務局(社会福祉協議会)に登録。
- 事務局が町内企業や町民からの依頼と登録者をマッチング。
- 自分の希望に添った働き方で地域の特産品づくり等に取り組むことに通じ、生涯現役を希望する全ての人が活躍できる環境づくりを目指している。

(出所)厚生労働省「令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(令和2年3月10日)」

また、今回の改正では、「認知症総合支援事業」について、認知症本人・家族のニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)を促進する「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」が新たに位置づけられています。

その他、昨年12月に社会保障審議会介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日)を踏まえ、住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることが可能とされました。

厚生労働省 厚生労働省老健局長通知「「地域支援事業の実施について」の一部改正について」(令和2年5月29日付老発0529第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000635027.pdf>

厚生労働省 厚生労働事務次官通知「地域支援事業交付金の交付について」(令和2年5月29日付厚生労働省発老0529第1号)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000635028.pdf>

厚生労働省 令和元年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(令和2年3月10日)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09888.html

情報提供・ご案内

国土交通省「令和2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の募集開始(締切:6月30日)

令和2年6月1日、国土交通省は、地域の実情に即した共助除排雪体制づくりに取り組む団体等を支援するため、「令和2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の募集を開始しました。

豪雪地帯では、人口減少・高齢化により雪処理の担い手が不足し、高齢者の除雪作業中の事故が多く発生していることから、豪雪地帯の安全・安心な暮らしの確保を図る必要があります。

国土交通省では、豪雪地帯全体における地域防災力の向上と、安全かつ効果的で持続可能な克雪体制の構築を図ることを目的として、平成25年度から「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」を実施しています。

この調査では、共助除排雪体制づくりに向けた取組や除雪作業の安全対策に関する取組を実施する意欲のある団体を募集し、モデル団体として支援します。

なお、昨年度、**青森県・南部町社協**、**山形県・上山市社協**、**山形県・真室川町社協**、**広島県・安芸太田町社協**がこの調査に取り組んでいます。

(参考)「令和元年雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」の社協の取組内容

「負担を軽減して誰もが参加できる全地区除雪体制整備を目指す」(青森県・南部町社協)

- 高齢者等の要援護者を支える除雪体制を整備している地区を段階的に増やしていくことを目指し、資器材等を支給して活動を促進。
- 除雪活動従事者を「除雪を行う人」だけではなく、「地域課題解決のための貴重なボランティアの一員」としてとらえ、除雪に限らず、町全体が一丸となって地域づくりに取り組むための活動として展開。

「既存の支援体制を強化するため除雪ボランティア活動を企画」(山形県・上山市社協)

- 増加する除雪ニーズへの対応と人材確保を目的に、地区内の除雪体制の実態を把握し、市内中学校・高校等の協力も得て、新たな担い手となる除雪ボランティアの確保に取り組む。
- 地区会(会長・民生委員)と一緒に支援対象者宅の実態調査を行い、安全かつ効率的に除雪作業を行うための現場確認を行う。

「地域共助除雪体制検証会議で広域ボランティアの受入を整備」(山形県・真室川町社協)

- 除雪ボランティアを即戦力として活用できるスキームの作成と安全対策の充実をねらいとして、共助除雪団体、町ボランティアセンター会員、社協、行政からなる「地域共助除雪体制検証会議」を開催。
- 宮町一地区の除雪支援隊において、広域ボランティア受入までの準備段階について実証を行い、他地域の受入時のマニュアルを作成。

「深刻な担い手不足の解消と除雪作業の安全確保に取り組む」(広島県・安芸太田町社協)

- 県内の豪雪地帯地域を抱える市町の社会福祉協議会と連携し、県域をあげて雪かきボランティアの確保・定着を模索。
- 町内の新たな担い手確保に向けて、マツダ株式会社、ひろしまNPOセンター、安田女子大学、陸上自衛隊第13旅団など、多様な関わり方を見出し、担い手不足の解消に向けた関係づくりを行う。

「令和2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」募集の概要

【募集する取組】広域的共助除排雪体制づくりに向けた取組、除雪作業の安全対策の強化に向けた取組、その他地域の課題を解決するための取組で先導的なもの

【応募主体】**社会福祉協議会**、地域住民組織、NPO法人等の各種団体及び地方公共団体

【取組対象地域】豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯

【支援内容】専門家等による助言、調査費用等

【応募締切】令和2年6月30日(火)

※ 募集の詳細は、下記URLを参照。

国土交通省 地域の除排雪体制づくりに向けた取組を募集開始!~共助による除排雪体制づくり、安全な除雪作業に向けた取組を支援~
https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku04_hh_000136.html